

浜岡原子力発電所に関する小型無人機等の飛行禁止区域の拡大

2026 年 7 月 3 日

浜岡原子力発電所の敷地および、その周囲おおむね 300m の地域は、小型無人機等飛行禁止法(注 1)に基づき、小型無人機等の飛行が禁止されています(2016 年 5 月 23 日お知らせ済み)。

2026 年 7 月 14 日に小型無人機等飛行禁止法の改正法が施行されることに伴い、飛行禁止区域が浜岡原子力発電所の敷地および、その周囲おおむね 1,000m の地域(以下、「対象施設周辺地域」という。)に拡大されることから、お知らせします。

ただし、以下の①から③の場合については小型無人機等の飛行禁止が適用されず、小型無人機等の飛行をおこなおうとする者は、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会および管区海上保安本部長に通報する必要があります。

- ①対象施設の管理者またはその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空においておこなう小型無人機等の飛行
- ②土地の所有者もしくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)またはその同意を得た者が当該土地の上空においておこなう小型無人機等の飛行
- ③国または地方公共団体の業務を実施するためにおこなう小型無人機等の飛行

対象施設周辺地域内において小型無人機等の飛行をおこなう場合の手続きの詳細については、以下のホームページをご確認ください。

- ・警察庁ホームページへのリンク:<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>
- ・海上保安庁ホームページへのリンク:<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/kogatamujin00.html>

対象施設周辺地域内における小型無人機等の飛行の同意を求める場合の連絡先は以下のとおりです。
中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 運営基盤部 核物質防護課
Tel: 0537-86-3481(代表)
受付時間: 9 時～17 時(土曜・日曜・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、祝日は除く)

添付資料 浜岡原子力発電所に関する小型無人機等の飛行禁止区域

注 1 小型無人機等飛行禁止法とは、正式には「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」といい、国の重要な施設やその周辺でドローンのような小型無人機等の飛行を禁止する法律です。

以 上